

第1章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

札幌市全域を本計画の対象区域と定める。

2. 景観計画重点区域

景観計画区域の内、地区の特性を踏まえ、特に良好な景観の形成を図るべき区域を「景観計画重点区域」とする。

景観計画重点区域名	概要	範囲
大通地区	都市形成の基軸となり、現在、業務地域と商業地域の間にある大通公園とその沿道地区	「大通」の南北の道路境界からそれぞれ外側に30メートルの線、「創成川通」の西側道路境界及び「西14丁目通」の東側道路境界に囲まれた区域
札幌駅前通北街区地区	札幌の玄関口 JR札幌駅と地下鉄3線が集中する大通公園駅の交通拠点を結ぶ札幌のメインストリートとその沿道地区	「札幌駅前通」の東西道路境界からそれぞれ外側に30メートルの線、「北5条・手稲通」の道路中心線から「大通」に囲まれた区域で、大通地区の区域を除いた区域
札幌駅南口地区	札幌の玄関口 JR札幌駅の南側一帯の商業と業務が混在する地区	「創成川通」の道路中心線、「北4条線」の道路中心線、「西6丁目線」の道路中心線及び「JR北海道函館本線」の南側の面に囲まれる区域で、札幌駅前通北街区地区の区域を除いた区域
札幌駅北口地区	札幌の玄関口 JR札幌駅の北側一帯の業務と住居が混在する地区	「創成川通」の道路中心線、「北9条線」の道路中心線、「西6丁目線」の道路中心線及び「JR北海道函館本線」の南側の面に囲まれる区域

■景観計画重点区域

